

元気の出る情報・交流誌

手をつなぐ

2025

10月

No.836

特集

もっと活かしたい！療育手帳のいま

今月の問題 — 障害児通所支援事業所の定員や職員配置の改善を

ひびき — 垣内俊哉（株式会社ミライロ代表取締役社長）



CONTENTS

手をつなぐ

2025.10 [No.836]



表紙絵「夕やけ」

■大石友貴(おいしい・ともぎ)

27歳

■香川県坂出市

■作者からのひとこと

犬の散歩をしながら見た夕やけが美しく、その風景を何度も何度も描きました。

できないんじゃない やらせていないだけ ～親が変われば子は必ず変わる～ [第1回]

危機感を奪う “悪魔のささやき” 石村和徳

02 わたしたちも言いたい

くまちゃんの叫び くまちゃん

05 視点いろいろ 気持ちいろいろ みんな、まる。[第1回]

あれの呼び方 津島つしま

07

特集

もっと活かしたい！ 療育手帳のいま

知っておきたい! 療育手帳のしくみと課題

08 ・「療育手帳」のはなし

10 ・どう決まる? 療育手帳の判定と等級制度 持丸由紀子

制度とつながる療育手帳の役割

12 ・療育手帳で広がる雇用の選択肢 西山裕之

14 ・「取得する・しない」をこえて考える福祉サービスとのつながり
大沼健司

16 ・療育手帳で活用できる金融制度・サービス 又村あおい

みんなのホンネ!

18 ・実はけっこう便利? 不便? リアルな声を集めました

20 ・もっと知りたい! 療育手帳Q&A 西山裕之

くらしの中で生きる、療育手帳のチカラ

22 ・さあ、療育手帳を持って出かけましょう! 本多公恵

24 ・療育手帳を使って外出してみた! ~千葉県浦安市~

26 ・地域差等に関する課題と今後の展望 大塚 晃

29 今月のオススメ

30 ひびき

バリアをバリューに変える 垣内俊哉

33 こつこつ進めば大丈夫。～思いが届くコミュニケーション～ [第4回]
重度障害のある子を持つ親の立場で 認定NPO法人こつこつ

34 今月の問題

障害児通所支援事業所の定員や職員配置の改善を

38 けんりって何?

「わかりやすい母子健康手帳」ができました! 藤澤和子

40 くらしを支える福祉の制度 [第56回]

成年後見制度について その2 又村あおい

42 中央の動き

成年後見制度の改正に関する中間試案が公表されました (その2)

45 ニュースのじかん

はたらくよるこびが 社会の未来を彩る うちの〇〇自慢! [第4回]

「SOMEI VILLAGE」ブランドで地域に親しまれる存在に Cafe SOMEI VILLAGE

くまちゃんの叫び

東京都

くまちゃん

自分は、清掃と事務の仕事をしています。

初めの1時間は掃除です。

4階と2階と、たまに5階を毎日やっています。

ほかの人は、違う階を掃除します。

上の階に行ったり下の階に行ったりするのが大変だけど、

エレベーターは使いません。



9時からはペットボトルと空き缶の回収です。

仕事はときどきかわります。

つらいのは、仲間が休むと仕事が増えて大変です。

同じところに13年働いているけど、

職場に友だちや知っている人はあまりいません。

だから、誰か職場に見学に来て欲しいです。

どんな人でもいいです。

仕事をしているところを見て欲しいです。

新しい人が来たら、友だちになりたいです。



「わたしたちも言いたい」ではみなさまからのお便りを募集しています（宛先は48ページ）。
生活のこと、仕事のこと、暮らしのことなどふだん感じていることを書いてお送りください。



日々の暮らしや将来に向けて、療育手帳を“ただ持っている”だけでなく、“使いこなす”ために。

今号では、いま必要な情報と視点を集めました。

「どんなときに使えるの?」「手帳があると何が変わるの?」

そんな疑問にこたえながら、制度や支援の現場での具体的な活用例、

活かし方の工夫、見直しの動きなどを紹介します。

当事者・家族・支援者、それぞれの立場から見えてくる、

療育手帳の“いま”を一緒に考えていきます。

イラストレーション 高村あゆみ

知っておきたい!

療育手帳の
しくみと課題

「療育手帳」のはなし

全国手をつなぐ育成会連合会『手をつなぐ』編集部



「知的障害児（者）の福祉の増進」のために制度化されている療育手帳。読者のみなさんにとっては身近な存在だと思います。一方で、地域によってばらばらなことが長年問題となっており、統一化に向けての動きも進んでいるところです。

今回の特集では、療育手帳のしくみや課題について様々な面から紹介していきます。その前提として、まずは大まかな概要について整理してみたいと思います。

療育手帳のはじまり

療育手帳の制度が始まったのは、1973年。この年は、養護学校での教育を義務教育化することが閣議決定されたほか、高齢者福祉や健康保険、年金制度の改正があり、「福祉元年」といわれます。療育手帳は厚生事務次官の通知（以下、次官通知）で定められたもので、改正を経ながら現在まで続いています。

ちなみに、身体障害者手帳は1949年に身体障害者福祉法ができたのと同時に誕生、精神障害者保健福祉手帳は1995年に精神保健福祉法が改正されたときに誕生しました。どちらの手帳も関連する法律にあわせてできていますが、療育手帳は知的障害者福祉法（1960年制定、当時は精神薄弱者福祉法）には関連づけられず、先に述べたとおり次官通知の扱いです。いまだに法律では定められていません。

次官通知のなかで療育手帳の制度は、「都道府県知事及び指定都市の長が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する」とされています。

地域によって違う

都道府県知事や政令指定都市の長が実施するということで、その運用は地域によって違ってきます。名称や等級の呼び